

## 第 3 回

# 札幌市地域防災計画（原子力災害対策編） 策定に係る有識者会議

## 会 議 録

日 時：平成 24 年 11 月 27 日（火） 16 時 30 分開会  
場 所：TKP札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム 6b

## 1. 開 会

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 定刻となりましたので、第3回札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、前回までの会議と同様、議事録を作成し、ホームページ等に公表することになりますので、発言内容を録音、また写真撮影させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。また、マスコミや市民の方々にも公開しての開催となりますので、あわせてご了承くださいたいと思います。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

次第と、その裏面が座席表となっております、右肩に資料番号を記載しておりますが、資料1から資料3までお配りしております。

資料の不足などはございませんでしょうか。

本日は、伊藤委員と坂下委員が都合によりご欠席というご報告をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

この後の議事進行につきましては、太田座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○太田座長 それではまず、議事次第の1番目、計画原案について、事務局からご説明願います。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、議題（1）でございますが、計画原案について、私からご説明をさせていただきます。

前回の振り返りと、前回からの経過について若干お話しさせていただきます。

前回は9月18日の会議開催でございましたが、その際、被害想定などを中心に多くのご意見、ご指摘をいただいたところです。その後、会議でのご意見、ご指摘等を踏まえまして、事務局で計画原案の再検討を進めつつ、北海道をはじめとする関係機関、さらには、市役所内の関係部局にも広く意見をいただくような形で原案の修正を進めてきました。

また、この2カ月間、原子力災害対策に関して、国においても動きがありましたので、原案の説明に入る前に簡単に説明させていただきます。

前回会議の翌日の9月19日に、原子力規制委員会が発足しております。

以来、毎週1度の定例会に加えまして、臨時会議も開催するなど、この2カ月間で先週までに13回の会議開催をしており、原子力発電所の新たな安全基準や活断層の現地調査など、多岐にわたる項目について、現在、検討が進められております。

また、規制委員会においては、原子力災害対策についても最優先の課題として検討が行われており、さきの10月24日には、全国の原子力発電所についての事故時の放射線拡散シミュレーションが公表されております。さらに、翌週10月31日の会議においては、

原子力災害対策を円滑に実施するために必要となる技術的、専門的な事項などを定める原子力災害対策指針を決定しております。

なお、先日の拡散シミュレーションについては、あくまでも事故後1週間で100ミリシーベルトに達することが想定される地点、すなわち、緊急に速やかな避難が必要となる地点を示したものであり、その先の地域について、どの範囲まで、どの程度拡散していくのかを示したものではありません。

また、10月31日に決定しております原子力災害対策指針については、昨年からの見直し、検討の流れに沿った内容のものでございまして、3月に中間報告ということで中間取りまとめが報告されております。さらには、その後、政府、国会、民間の3者が調査の報告書をまとめておりますけれども、その中での指摘や提言なども踏まえた内容となっております。指針は、事務局として事前に把握しておりました内容とは大きな違いはありませんでしたので、ご報告させていただきます。

なお、この指針の中では、防護措置を実施する際の判断基準など、多くの項目について、今後、検討を行うべき課題という形で、現在、引き続き検討が継続されております。

以上が、この2カ月間の国の動向でございます。

それでは、前置きが長くなりましたが、資料1と資料2に基づきまして、本日提示しております11月27日時点原案について、主に前回からの変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、資料1には、前回との主な変更点として、被害想定、防護措置、具体的な内容の規定、その他の大きく4つに区分して整理しております。

まず、一つ目の「被害想定」の部分は、資料2の計画本体の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

前回会議では、被害想定があいまいではないか、被害想定があいまいでは具体的な防護対策を決めていく中でイメージがわからない、避難者受け入れを札幌市の計画の大きな重点項目とする一方で、市民の避難も想定するという事は、一つの計画の中では整理がなかなか難しいのではないかと、などのご指摘をいただきました。

あわせて、前回の会議では、被害想定については、福島市のみではなく、原発からの距離が札幌市と類似する福島市以外の自治体の中で最も大きな被害が出た自治体についても考慮する考え方もあるのではないかと、という意見もいただいたところであります。

そこで、今回ご提示の原案の中では、7ページに、札幌市の地域特性ということで、風向きや、札幌市が泊原発から40キロメートルから80キロメートルの範囲に所在することが記載されております。また、8・9ページにかけての記載のとおり、昨年の福島第一原発事故時の状況を見ますと、放射線の拡散が当時の気象条件に大きく依存することがございます。今回整理したものは、被害想定としては、9ページの上の大きな図の2段落目にまとめておりますけれども、福島市が受けた放射性物質による汚染規模を基本としつつ、最大被害規模としては、福島第一原発から30キロメートルから50キロ

メートルに所在する飯館村が全村民の計画的避難を余儀なくされたという事実を踏まえまして、札幌市の50キロメートル内の市域においては計画的避難区域に指定される程度の汚染が想定されるのではないかと、札幌市の計画における被害想定と整理したところがございます。

計画の構成ですが、避難想定と整理にあたり、第3節から第5節につきましては、前回と節の構成を若干変更させていただいております。細かな話になりますので、詳細については割愛させていただきますが、第3節に発電所の状況をご説明し、第4節に札幌市の地域特性を記載させていただいた上で、まとめ的に第5節として被害想定ということです。そして、それを踏まえた形で札幌市の防災対策を実施する地域は、札幌市域全域ですという記載をしているところがございます。

また、8ページ真ん中の北海道地図については、札幌市と泊原発の位置関係です。前回からこういった地図は載せておりましたが、文章として、後志側に1,000メートル級の稜線が連なっているという表現を新たに加えたところがございます。地形の特徴がわかるような図に入れかえております。

また、9ページには、札幌市の計画が参考とする昨年の福島県の汚染状況がわかる図面を新たに掲載したところがございます。

また、10ページの表の国の防護措置の考え方ですけれども、先ほどご紹介をさせていただきました10月31日に策定された原子力災害対策指針の内容に基づきまして、前回から修正を行っております。

なお、前回会議でご指摘のあった拡散シミュレーションについてですが、市独自のシミュレーションの実施が必要ではないかという意見がある中で、一方で、シミュレーションを実施するとすれば、その前提となる事故の規模や放射性物質の放出量の算定が非常に難しく困難であるというご意見もあわせていただいたところございました。

また、国においては、今後、UPZ圏である30キロメートルより遠くのPPA地域における防護対策の検討を進めることになっておりまして、国からシミュレーションが示されることが見込まれております。また、北海道としては、国が示すシミュレーションに基づいて地域防災計画をつくっている状況ですので、北海道の計画との整合性を図るという意味合いから、札幌市として独自シミュレーションは行わないとしたところがございます。

以上が、「被害想定」に関しての説明でございました。

続きまして、「防護措置」の部分でございます。

今ご説明したとおり、被害想定を変更した関係で、その状況に対して必要となる防護措置について整理を行っております。どのような防護措置が盛り込まれているのかについては、目次をご覧ください。目次の2ページをご覧ください。

下から5行目に、第3章として、災害応急対策計画というところがあります。3ページになりますけれども、第6節に、屋内退避等の防護措置の実施としまして、主に被ばくの

低減や被ばくの最小化ということを目的とする具体的な対策を記載しております。

まず、第6節の3番に計画的避難という項目がございます。これについては、前回の9月時点の原案では、被害想定を超える不測の事態も想定しまして、一般的な避難といった記載をしていたところがございます。ただ、先ほどご説明したとおり、11月原案については、50キロメートル以内の市域で計画的避難が想定されると変更しましたので、それに伴いまして、計画的避難という項目に整理したところがございます。

また、前回の計画では、緊急被ばく医療活動の実施という節を掲げておりましたが、今回整理した被害想定では、緊急被ばく医療が必要となる事態が想定できない、想定する必要がないということになりましたので、この項目は削除をしたところがございます。あわせて、緊急輸送体制についても、同様の理由から節ごと削除したところがございます。

また、第11節の関係自治体からの避難者受け入れ支援の部分でございますが、前回の原案では、避難されてきた方のスクリーニングとか、そういった方に対しての安定ヨウ素剤の取り扱いの部分についても項目を立てておりましたけれども、避難者に係る部分については、基本的には北海道がその役割を担うことになっておりますので、これについても削除をしたところがございます。

ただし、今後、北海道から札幌市としても協力をというお話があれば、それを検討した上で計画の中に追加していくこととしたいと考えております。

防護措置を整理した部分の説明は以上でございます。

若干まとめさせていただきますと、本日提示しました原案における応急対策計画としては、事故発生後は、速やかに情報を入手し、事態に応じて警戒配備など必要な体制をしっかりとって、その後、緊急時モニタリングや、それによって入手したデータに基づいて、それぞれ必要となる具体的な被ばく低減策を講ずるといった計画の内容となっております。

その具体的な被ばく低減対策としましては、屋内退避、計画的避難、安定ヨウ素剤の予防服用、さらには飲食物の出荷制限などが盛り込まれております。さらに、道の計画の中においても大きな役割が期待されております泊村周辺自治体からの避難者の受け入れへの協力として、避難所の開設なども盛り込んだところがございます。

これらの応急対策の項目が円滑に実施できるよう、しっかり事前に準備を整えることが必要となりますので、それらについては、第2章の予防計画のところに記載したところがございます。

万が一の災害発生時には、混乱なく的確に行動していただくことが求められますので、28ページの第9節とか、第10節、第11節ということで、市民に対する正しい知識の普及啓発や、防災業務関係者への研修、さらには、防災訓練の実施、これらが重要ですよということについても盛り込んだところがございます。

続きまして、大きな変更点のくくりの3点目の「具体的内容の規定」という部分でございます。

これについては、実際の防護措置をいざ実施するにあたりましては、それぞれ判断基準

や実施の手順など、具体的なものを定めておくことが必要になります。代表的なものは、今お話ししたようなことでございますが、計画の中をご覧いただくと、前回もご説明いたしました、あちこちで、あらかじめ定めた方法に基づきとか、あらかじめ整備しておくとか、準備をしておくといった記載が出てまいります。

それらの細かな内容につきましては、計画の4ページをご覧いただきたいのですが、そこには札幌市の地域防災計画の体系が掲載されておりますが、今、つくろうとしている災害対策編は、青い部分、原子力災害対策編という部分ですが、その下の部分です。

その図の下の部分に今お話ししたような細かな内容の決めごとについては、具体的な実施計画、または実施要領などという形で、この計画に基づいて別途定めることにするという記載をさせていただいております。

今後、細かいことは、先ほどお話ししたとおり、規制委員会でも検討が進められていくということですので、そちらの進捗も見ながら、それらの検討結果を踏まえ、計画策定後、実施要領等を札幌市としても整理していきたいと思っております。計画と実施要領等をあわせまして、実効性のある防災計画としていきたいと考えているところでございます。

変更点の大きなくりの「その他」の部分でございます。

まず、前回の会議でのご意見を踏まえまして、計画本体の巻末に用語集をつけさせていただきました。専門的な言葉がたくさん出てまいりますので、主なものにつきまして解説をつけたところでございます。

また、33ページの応急対策の最初の部分ですが、真ん中に応急対策業務の体系という表がございまして、前回ご提示したものは、左側の体制の警戒配備、災害対策本部という部分がなかったのですが、前回会議の中で、さまざまな防災対策、防護措置が計画に掲げられているけれども、こういったタイミングで、どのように実施されるかという時間軸がもうちょっとイメージしやすいような記載の工夫があった方がいいというご指摘がございましたので、かなり大きくくりではございますが、警戒配備時にはこういった取り組みをいたします、さらに進んで、災害対策本部設置後には、随時、こういうものを状況に応じて実施していきますということで記載を加えさせていただいたところでございます。

あとは、さらに細かな部分になりますけれども、各所に記載しております図や表については、データを新しいものに更新するなどの修正を加えたところでございます。また、前回なくて新たに加わったものとしましては、12ページから始まって3ページにわたり、防災関係機関・団体の事務または業務の大綱ということで、関係する各機関の業務について、関係機関の意見を踏まえまして、調整、整理をした結果として、こういう形で掲載させていただいたところでございます。

新たに加えました図としては、19ページの下に道及び関係自治体等との連携体制ということで、各機関との関係を簡単に図にしたものを新たに加えております。

また、42ページには、情報伝達の流れということで、札幌市の災害対策本部から始まる流れとして、市民に、こういった形で、こういった手段で情報を伝達するのかを図にし

たものを新たに加えております。

今までは、加えた部分のご説明になりましたけれども、削除した部分も若干ございますので、それについてご説明させていただきます。

36ページでございますが、前回ご提示した9月原案では、緊急時モニタリングの実施という部分で、北海道の計画に準じて非常に詳細な表を掲載しておりましたが、規制委員会でも、モニタリングについては今後検討するというごこととございますので、札幌市としても細かな部分は、今後、検討しながら決めていくこととし、その部分は削除をさせていただいたところでございます。

その他、関係機関との調整を進める中で文言の修正をしたところがございます。先ほど、図を加えたということでご覧いただいた19ページですが、情報の収集、連絡体制の整備、33ページの特定事象ということで、事故が起きたときの情報等の連絡です。33ページの下の部分です。また、34ページの応急対策活動情報の連絡でございます。これらについて、関係する機関と調整をする中で、若干の文言修正等を行っております。

以上、長くなりましたけれども、今回ご提示させていただきました11月時点の原案の説明でございます。

本日提案の原案につきまして、本日の議論を踏まえ、素案とさせていただき、市民からの意見募集という形で進めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○太田座長 ありがとうございます。

前回まで議論していた被害想定が変更されたということで、これが一番大きいところです。そして、それ以降の政府の委員会の流れなどもありまして、結構いろいろと変更されております。今回は、改めて、11月27日時点の原案が出されました。

今日示された原案について、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

○岸委員 とてもわかりやすく、全体的にも構成し直されたように感じております。4ページのところに、以下に掲げる項目等の具体的な実施計画は別途定めるものとされておまして、災害対策本部体制、警戒配備体制、情報収集及び連絡、環境放射線モニタリングに関すること、屋外退避、計画的避難、避難者の受け入れと安定ヨウ素剤に関することということで、このあたりは、市民は福島の実例があるものですから、とても細かいことにも関心があると思うのですが、この中には、ほとんど项目的に書いてある程度ですけれども、具体的に、いつごろ、どのように定めて、市民に公開されることになるのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まずは、今日ご審議いただいております計画本体を何とか年度内に策定したいと考えておりますので、この計画本体ができました以降、細かな部分については、速やかに整理していきたいと考えております。ただ、先ほどお話ししましたとおり、多くの項目について、国の規制委員会において今後検討すべき課題ということで、今まさに検討している状況にございますので、それらの検討結果を踏まえ、それに沿った内容にする必要がありますので、時期的には次年度になるかと思っております。

○太田座長 ほかにございますでしょうか。

○岡田委員 まず、かなりわかりやすい形にまとめ上げられた努力は評価したいと思えます。それから、最初に説明があったのですけれども、全部を指針という形にしましたね。ですから、マニュアルではなくて指針なので、方向性だけを示したということで、かなり読みやすくなりました。しかし、その分、9月に比べると相当後ろ向きになってしまったような気がしています。

気になったことが幾つかあるのですが、1つは、シミュレーションといいますか、8ページ、9ページで最初に説明されたわけのですけれども、シミュレーションというよりも、位置関係だけで、札幌圏内はそれほど問題ないであろうということで緊急的な項目が全部削除されているのですが、札幌市の地域的な特性がこの中に書かれていまして、西風が強いということです。ところが、シミュレーションに関しては、その西風が強くなって、札幌市に向いてくることは考えていないわけです。

それから、50キロメートル圏内で引いた同心円から外れているところは、とりあえずいいのだという根拠がちょっと弱いような気がしました。その大前提のもとに、前回、いろいろ細かく書かれていたことが全部削除されているので、このような位置関係だけで説明するのはいいのかなという気がしました。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 少なくとも、福島県の去年の事故による事実を踏まえて私どもの計画づくりをしようという基本的な考え方は、9月時点とこの時点では何ら変わっておりません。というのも、本来であればベースとすべき科学的な手法を用いて実施された拡散シミュレーションがない状況の中で、今、札幌市が少しでも早く泊原発の事故に備えた計画をとということで進めてきておりまして、その中で、何が参考になるかということで、よりどころとしたのが、まさに去年の福島県での被害状況しかないだろうということです。

前回は、同じ距離感の福島市に特化して、福島市のみを見て、福島市で起きたことに備える計画というのがベースの発想でしたが、今回は、視野を広げて、まさに、どういうふうに広がるかについては、その事故当時の気象条件によって、運、不運があって、去年の事故は北西方面に大きく広がりましたが、風が逆であれば南に行くこともいろいろ考えられます。札幌市の距離感として考慮すべきところは、飯館村が50キロメートルぐらいに所在しており、その状況もあわせて考慮する必要があるだろうということで、新たに福島市にプラスして飯館村を加えたのが今回の札幌市の原案の発想でございます。

○岡田委員 その説明はわかります。恐らく、規制委員会から公表されたものを見ますと、札幌市への影響はそれほど強くないのかもしれませんが、やはり、気象の影響は相当大きいわけです。ですから、ここでは、かなり断定的に50キロメートル以内だけを考えていけばいいのだということが書かれていて、先ほどの説明でも、札幌市独自のシミュレーションをする必要はないと言われていますが、その辺が、余りにも断定的過ぎると思います。将来的に検討する余地があるとか、幅を持たせた表現にした方がよいのかと思いました。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） シミュレーションについては必要がないとい



うことではなくて、北海道の泊村にある原発を災害発生源としての防災計画でございますので、同じ発想に立つてつくられている北海道の計画との整合性というか、発想のベースの部分で大きく違ったところによって立つのは適当ではないという考えがあります。そういう意味で、札幌市は、道がベースとするシミュレーションと違うシミュレーションに基づく計画をつくるべきではないという考えでございます。

○岡田委員 実は、そこが一番気になるところです。整合性は考えなければいけないのですが、上位規定に縛られ過ぎているような気がしました。話が違う方向に行ってしまうのかもしれませんが、色々な説明の中で、これは道の問題で、札幌市が考える問題ではないので削除しましたというものが幾つか見られました。例えば、避難民を受け入れるキャパシティーは用意するけれども、そこにどうやって受け入れるか、その辺のアプローチの方法は道が考える問題だからということで削除したということでした。札幌市として、そういった形式的な扱いでいいのかという気がしました。札幌市しか受け入れる体制がとれないのは当然のことなので、場所をつくったのならば、どうやって避難民を運んでくるのか、その辺は道の問題として道に全部をお任せするのではなくて、札幌市もちゃんと考えていくのだという態度が必要なのではないかという気がしました。全体にわたる書きっぷりが、前回に比べて、そういう表現が非常に多く見られたので、気になったところです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 1つ押さえていただきたいのは、原子力災害の防災計画の考え方は、地震やほかの自然災害とは枠組みが異なっておりまして、国、県、市町村が一体となって対応することが、ほかの自然災害よりもより強調されているというか、極端に言うと、基礎自治体の市町村長においても、他の自然災害にはある避難指示の権限などが、原子力災害の場合は国の本部長の避難をすべきという指示がないと発動できないということで、他の自然災害と大きく枠組みが違うという前提があります。その中で、国、道、札幌市が一体となつて的確に災害に対応することが求められる中で、札幌市が独自に何かをすることは、本来許されていなくて、その余地がないものと理解しております。ですから、基本的に道の役割となっている部分については、道がしっかり役割を果たすことになるものと考えておりまして、道が考える中で、市町村の協力が必要ということになれば、その中で、避難者受け入れについての避難所開設については、道からしっかり協力要請をいただいておりますので、その部分については、しっかり計画に書かせていただきましたけれども、道の構想の中で、市町村という役割がまだ位置づけられていないものについては、ある意味、私どもの思いだけでこの計画に盛り込むことは差し控えた方がいいという考えでこの計画づくりをしたところでございます。

○岡田委員 計画だとそうなのですが、これは指針なのです。道がそこまで考えているかということ、今のところは余り考えられていないですね。指針なので、そこまで言うのであれば、本当に計画書にすべきであって、こういうことを考えなさいという項目探しが指針ではないかと思うのです。立場もわかりますので、これ以上は追及しませんけれども、札幌市は大都市なので、もう少しリーダーシップをとって進められてもいいのかなと

いう気がしました。

○太田座長 私が言うのも何ですけれども、札幌市は避難民を積極的に受け入れるべきだと思っているので、前回も言ったのです。ただ、札幌市ではなくて、ほかの周辺の自治体でも受け入れるとか、南の方に行きたいということを言っている周辺の方々もいるので、その辺は、道が一応コントロールして、その上で、この部分だけを札幌市にお願いしたいということで持ってくるのではないかと思います。

もう1つ、先ほどの拡散のお話です。前回も、前々回も、札幌市独自で拡散シミュレーションをやったらどうかと申し上げたのですが、原子力規制庁のデータが出てきました。私は、あれを見ていて、余り大きく間違っていないと思います。地形を考慮していないようですが、使ったデータは、ほとんど地上データを全部入れてあります。そうすると、年間のいろいろな地上データは、山の上は余り行かないわけですから、それを避けて谷間を通ることが多くなります。それで、結果的に、8ページの図を見てわかるように、谷間を通ってくるようなところに一番強い結果が出ております。

考えられているケースは2つありまして、1つは、福島第一原子力発電所並みの壊れ方をしたときで、2つ目は、最も悪い例で、泊原発の場合ですと3基の発電所が融解まで起こして、非常に大量に放出したときです。最も悪いケースの大量に出た場合に、倶知安の方まで来るということです。こう言うと倶知安の方には大変申し訳ないですが。私としては、本当は、札幌市の方で全部計算をやっていただきたいのですが、このぐらいでもいいのかと思いました。

すなわち、あの計算では札幌まではほとんど来ないということです。仮に、50キロメートルという線を引いた場合に、札幌市の山間部に当たります。そこまで達した場合に、その人が避難すればいいと思ったので、今日の説明を受けていて、私としては納得いたしました。

私自身も、札幌市としては避難してくる方の受け入れの方に非常に重点を置いて、どうすべきかを考えるべきだと思っていたので、この書き方で納得しました。

ほかにございますでしょうか。

○志賀委員 私は、今回の原案を見せていただいて、非常にまとまっていると思いました。また、読んでいて、ある程度一貫したものが見られると思います。先ほど、避難民に関しては記載がというご指摘もあったのですが、今後、北海道と協議しなければいけないことで、そこら辺もはっきりしているということで、この前の9月のときよりも非常によくなってきているのではないかと思います。

特に、今回、指針という面では、そんなに大きく文句をつけるところもないと思います。今後、実際的な実施要綱ではかなり問題になってくるとは思うのですけれども、この段階では非常にいいのではないかと思います。

○太田座長 ほかの委員からはいかがでしょうか。

○岡田委員 体系化された図があって、地震は地震編に任せるということでした。確かに

そうですけれども、原発が問題になるのは、地震のときが一番考えやすいわけで、そうになると、振動被害と放射性物質の拡散という複合被害になるわけです。地震編の方に複合被害や原発のことが触れられているかというのと、それほど注意深くは記載されていないので、では、これはどこが扱うのかと思うのです。

例えば、モニタリングのところ、避難施設に関する項目はなくなってしまいました。やはり、普段はいいのかもしれませんが、振動あるいは余震で被害を受けて使えなくなるという可能性も残されているわけです。そういった場合に、振動被害のことについても、よりよく、それから放射性物質のこともあわせた記載がどこかになければならないのかなという気がいたしました。

それから、避難所についても、原発の場合は、本当に長期にわたる避難になるわけです。ですから、学校のようなところが一時避難所としてずっと使われるようなことはまずいわけです。その辺は、札幌市の方々も、説明していただいて、理解されていることはわかったのですけれども、学校は長期避難場所へのいつきの避難所として使うのだということで、振動被害との複合的なところをどこかに盛り込んでいただければなと感じました。

○太田座長 10ページには地震等との複合災害と書いてありますけれども、今、岡田委員がおっしゃったように、ほかにもありますか。私が見た限りでは10ページの4ですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 複合災害に関する記載は10ページ、11ページの記載となっております。今回つくっているのは原子力災害の計画ということでございますので、私どもには従来から地震災害対策の計画もございます。確かに、それぞれ具体にはほかの災害と同時に発生した場合の対応というような形での記載はないかと思えます。それは、それぞれの災害に応じた対策が整理されておりますので、状況に応じて、まさにここに書いてあるとおりのことになるのですが、適切にそれぞれの災害に対応していくことにしなければならないのかなということで、こういった記載としたところでございます。

○岡田委員 こういう形で出したのは非常にいいことですが、どういうことが問題になるのかという項目出しぐらいはしておいていただければということです。

○太田座長 よろしいでしょうか。項目を加えてほしいということです。実施要領等というところには、もっと詳しく記載されます。4ページのところに、実施要領等で定めることが書いてありますけれども、複合災害について詳しく定めることはないのですか。といいますか、定めなければ動けませんね。ちょうどお互いに抜けてしまうところが出てこないかということです。地震は地震、放射線は放射線、こっちはこっち、そっちはそっちと言っていて、あれと思ったら抜けていたということですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 基本的に複合災害については、これとこれが複合した場合、これとこれが複合した場合という形の組み合わせを想定して、それに応じてそれぞれ計画立てをしておく、準備をしておくことが有効なのかという思いはあります。それぞれの計画がしっかり検討された上で形づくられている災害対策でございますので、それを柔軟に運用すれば対応できるのかなと考えているところでございます。

物理的には、例えば、1つの災害に対応するより、2つの災害が同時に起きれば、人員により多く必要になるでしょうか、災害対応に必要な資材、物資もより多く必要だろうということはあると思います。そういうことも含めて、それぞれの計画である程度柔軟な対応をとっておく必要はあると考えておりますが、それを具体的に書き込むというか、具体的に用意しておくというのは、どうしたものかなと思っております。

○岡田委員 具体的に書き込めということを申し上げているわけではないです。例えば、原発問題と直結しなくなってしまうのですが、台風と地震との複合災害はよく考えられるわけですがけれども、地震が来てから台風が来るか、台風が来てから地震が来るかで被害が全然違うのです。要するに、地震が来て、物が壊されて、防護施設がなくなったところに次の災害が来てしまうと、手の施しようがなくなってしまうのです。

原発の場合も、防護施設や救護施設などが壊れてしまったときにこのような問題が起きたらどうなるかということを考える必要があるということをごく具体的に書き込んでおいた方がいいのではないかとこの程度の事です。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ご指摘の点については、工夫させていただければと思います。

○太田座長 それでは、ほかにございますでしょうか。

○岸委員 私も、岡田委員がご専門の立場でおっしゃったことはもつともだと思っております。改めて、この計画で、国と道と札幌市の関係が市民によく見えているだろうかということをお尋ねしたいのです。

せっかくの防災計画ですから、事故が起きたときに、役所の皆さんはもちろんのこと、市民にもこれがあつたら非常にスムーズにいったという思いがないと、せっかくつくったものが活かないと思うのです。33ページで、情報の収集、緊急連絡体制、通信の確保ということで、道計画はこうなっているから、関係市町と北海道警察本部に連絡するとか、②では、市は、道から通報、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係部局に連絡するとありますね。これは、国、道、市の関係から見ればこのとおりかもしれませんが、札幌市の防災計画を読んだ人は、道の計画をそんなに知っているわけではないですから、市民向けにもうちょっとわかりやすくする余地はないのでしょうか。

○太田座長 19ページに連携体制という図がありますね。これは、情報のところに出してありますが、これは情報だけではないですね。これと同じような図をまたどこかに貼りつけたらどうですか。こういう図があれば、ある程度はわかるわけですね。

○岸委員 連携体制で、座長がおっしゃるように書いてあるのですが、この計画の防災計画をつくる時の考え方です。ですから、座長がおっしゃるように、前にあって、全体を理解するにはこういうものを見て、市民としては全体像を頭に入れて、市は、あるいは、市民がというふうに読んでいく方であつて、それなりにはいいかもしれません。

○太田座長 これと似たような図を、5ページの空白のあたりに張ったらどうですか。そうすれば、イメージとしては……。

○赤城委員 せっかく19ページの図を入れるのであれば、地元の13市町村も入れて、関係をあらわした方がいいと思います。

○太田座長 そういう図を足していただくということですが、難しいですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 検討させていただきたいと思います。

○太田座長 ほかにございますでしょうか。

○藤吉委員 個人的に一番気になるのはモニタリングのことです。国が何かを判断するときには、現地からの実際の正確な情報が一番最初に届かないと判断のしようがないということがあると思います。札幌市としては、せっかくモニタリングを始めたわけで、そのデータは、何も起こっていないときのバックグラウンドのデータになるわけですけれども、それをずっと積み重ねていって、一番最初の正確なデータ発信源となるような、国に、今のデータはこういう状況ですということを直接伝えるようなルートが確立されているのかどうかをお伺いしたいのです。国の指示を待っているだけではなくて、情報を伝えていかないと判断のしようがないというところがあるので、そういうところで、札幌市のリーダーシップが発揮できたらいいのではないかと考えています。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 現状においては、札幌市と国が直接つながっているということにはございませんので、今ご指摘いただいたような、札幌市が観測しているデータについて、国に届いている状況にあるかと言われると、ないのかなと思います。今後、放射線モニタリングの体制を、国の検討状況を見ながら、当然、道のモニタリング体制がどういった形になるのかということも踏まえて、札幌市としてどういう体制をつくるべきか検討してつくっていく形になりますので、その中で、情報の伝え方というか、届け方もあわせて整理していくことになるのかなと考えております。

○太田座長 ほかにございますでしょうか。

○赤城委員 札幌市としては、道や国の動きが現在進行形の中でこういうものをつくっていただくのは大変なことだと思っています。道の方でも、分散避難を考えて、札幌市に来る町村は結構限定されていたり、長期にわたる場合を考えて、民間宿泊施設に滞在する形を考えていたり、そういう具体的な話が盛り込まれていった中で、札幌市として何ができるか、市民として何ができるかという話がようやく出てくると思うのです。

今回の計画のレベルのレイヤーが下がった中であれば、市民ももうちょっと参画しやすくなってくると思うのです。しかし、これを市民が見たときに、何がわかるかというところ、この計画だけでは、市民がよくわかったり、判断したり、自分たちはどうしたらいいかということはわかるものではないと思うのです。ですから、この計画を具体的に進めていくもう一つの下レベルの計画をつくるときに、市民にわかりやすい形で、市民が参画しながらつくっていかれるといいのではないかと考えました。

○太田座長 ありがとうございます。

近久委員から何かございますか。

○近久委員 全体的に非常によくつくられており、特に何も言うことはないなと思ってお

りました。ただ、一つ、皆さんのご意見を聞いていて、こんなことを思ったのです。

テレビか新聞の話ですが、東北における災害に際し避難所にボランティアが食糧を配るにあたって、公的組織が公平性を余りにも重視するために、例えば、避難所に50人いるのだけれども、30人分しか食料がなくて、その避難所に届けたら不公平になるからといって、届けなかったという話がありました。結局その食料は配給されることなく腐ってしまったということです。このように、ボランティアが行政の余りにもかたい対応で様々な局面で非常に苦労したというドキュメンタリーがありました。

この計画を見ても、非常によくつくられている分、硬直化しやすいのではないかと懸念を感じました。ここに盛り込む必要があるかわからないのですが、状況に応じた柔軟性といいますか、臨機応変な対応の配慮をどこかに盛り込めれば、よりよくなるのではないかと感じました。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） この本体に盛り込めるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

○近久委員 この本体に盛り込められるかどうかも含めて、検討していただきたい。

○太田座長 わかりました。余り時間がなくなってきましたので、私からは、単純に、字句の修正だけなので後でお話いたします。

21ページ一番下の通信のふくそうとか、難しい漢字が使われていますが、これは私が知らないだけなのかもしれませんけれども、これは、これでいいのですか。ちょっとわかりやすい言葉にさせていただくとありがたいです。それから、35ページ一番上です。原子力緊急事態宣言を発令ですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 発出です。

○太田座長 わかりました。これは私が知らなかったのですね。読んでいてそこが気になった点です。

あとは、岡田委員が言われましたので、私は結構です。

それでは、まずは、この防災計画そのものについては、これでよろしいでしょうか。もう一つ、概要版がありますので。

○藤吉委員 1つだけいいですか。

8ページのカラーでかかっている図ですが、標高差が書いてあるのですが、レベルが何も書いていないので、ぜひ、何メートルということを書いていただければと思います。

○太田座長 縦軸に、茶色は何メートルとか、黄色は何メートルとか、そういう話ですね。

○志賀委員 それに関して、8ページと9ページの図ですが、カラースケールが同じなので、8ページの図で、拡散と間違われると困ると思います。概要も同じなので、それだけが気になりました。色合いだけですが、混乱する感じがあるかと思います。

○太田座長 その辺の表現の仕方を考えてください。

それでは、1番目の計画案そのものについては、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○太田座長 それでは、概要案について、説明をお願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） それでは、概要版のご説明をいたします。

こちらの概要版は、先ほどお話ししたとおり、原案がまとまった後、市民意見の募集という段階になりますので、その際に、原案本体とあわせて配布して、これと本体をご覧いただき、市民にご意見をいただくときに使うものでございます。ご覧のとおり、A3判サイズ両面の二つ折ということで、A4判サイズとして、本体と一緒に配付することを考えております。

この紙面構成でございますが、基本的には、計画本体に対してご意見をいただくときにお配りする資料でございますので、計画本体の構成に沿った形でつくっております。そうした中で、計画の主な内容やポイントについてコンパクトにまとめた体裁となっております。

まず、ページが振ってありますけれども、1ページは、第1章の総則の中から、計画の目的、基本方針、続いて計画の3つの柱です。これは、計画の本体にはない体裁ですが、図形式の表現にしております。

その下の市の地域特性は、計画本体と同じように、図を入れまして、距離の説明などを加えたところがございます。

2ページ目の上段には、総則の中の一番大事なところですが、被害想定について、本体の9ページの図と同じものを載せた上で、基本は本体と同じ表現で被害想定について説明しております。

2ページの下から4ページの上段にかけまして、災害予防の計画や応急対策の計画、復旧・復興ということで、計画では第2章から第4章について主な内容を記載したところがございます。3ページが、災害応急対策として、時間軸を意識し、進捗にあわせてこんなことが実施されていきますということを本体の33ページにも記載がある表を掲載しております。その下には、札幌市が用意する代表的な被ばく低減策である屋内退避、計画的避難、安定ヨウ素剤という項目について、簡単な言葉の説明を掲載したところがございます。

4ページですが、先ほどお話ししたとおり、上段は、復旧・復興対策の主なものをピックアップして、簡単な説明とともに掲載しておりまして、その下の市民・企業の役割という部分ですが、計画本体では、第1章の総則の最後に載っている部分です。原子力災害への対策ということで、重要となるのは、私たちも含めた市民が正しい知識をしっかりと身につけておくことが重要となりますので、この部分は大事な内容ですから、特出しで、概要版のここに掲載させていただいたところがございます。

市民意見の募集に当たりましては、概要版と計画本体を配付いたしまして、意見を記載する様式をセットして市内各所で配布するというところがございます。

なお、意見募集については、ホームページなどでも募集したいと思っております。

説明は以上でございます。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、この概要版について、ご意見はいかがでしょうか。

○志賀委員 見させていただきましたが、ページにしては字が大き過ぎて、見栄えが非常に悪いです。内容に関しては、文章がかたいということと、一文が長いです。多分、市民の方が読んでいても、なかなかわかりづらい形になっていると思います。せっかくきちんと議論したもので、皆さんに内容をわかっていただくように、一文を短くして、体裁という話ですが、もうちょっと読みやすくしていただければと思いました。

○太田座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○岡田委員 まず、市民が、札幌市地域防災計画案の概要版という見出しを見て、何だろうと思うのではないかと思うのです。表現がかたいというご意見がありました。私もそう思います。こういう被害が起こったときに、札幌市は何をするのか、それを考えた案であるということがわかるような形の見出しなりを考えていただきたいと思います。これだと、札幌市はどのようなだろうということがわかりません。札幌市の絵が出てくるのは、地域特性のところですし、被害想定には札幌市は出ていないので、この計画の中には直接的な被ばくはないようなことなので、余り安全情報を出すのもどうかと思うのですが、そういう前提で書かれているということで、どのような条件なのかということをもう少しわかりやすくしていただきたいと思います。

やはり、自助、共助、公助がありまして、市民が知りたいのは、何をしたらいいのか、何をすべきなのかということ。災害予防というのも、札幌市がすることなので、最後にコラムみたいな形でもいいのですけれども、市民が、この災害に向けて、自助として何をすべきなのか、共助として何をしたらいいのか、公助で何を期待できるのか、その辺のことがあった方がいいのではないかと私は思います。地域防災計画書を本当に概要版にしてしまっているので、これだけだとちょっとわかりにくいかなという気がしました。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 少しご説明を加えさせていただきますと、今、岡田委員からご指摘の点は確かにあろうかと思います。また、本日は用意しておりませんが、先ほど意見をいただくために記載する様式をもう1枚つけますというお話をしましたが、その中には、どういう経過で札幌市防災計画（原子力災害対策編）をつくっているのかという背景に簡単に触れて、そのイントロダクションは別に記載する予定ですので、この概要版は、専ら計画本体のエキスというか、まさに概要を4ページにまとめたものです。

また、市民の役割云々もあるのですが、今回、概要版を作成するにあたって留意したのは、あくまでも、まだ検討途中のもので、完成形ではないということで、まずは、計画とほぼ同じような形で、確かにかたくはなってしまうのですが、計画の体系がよりわかりやすいような、それにより近い形で一たん整理して、概要版としてまとめたということです。

先ほどご指摘いただいた点は、晴れて計画が策定された段階で、市民への周知や広報活動をしっかりやっていくこととなりますので、その中で留意をして、ポイントを置いて取り組んでいくべき内容という整理をし、今回は、本当の概要という体裁にしております。広報的なニュアンスは、計画ができた後と、こちらでは整理したところでございます。



○岸委員 私は、1ページと4ページのところを見てまして、中にも書かれていることを、今、改めて拝見しましたが、災害復旧・復興というくくりの中で、環境汚染の対処とか、先ほど藤吉委員がおっしゃられたモニタリングのこととか、その下に市民・企業の役割とありますけれども、市民が知りたいのは、環境汚染に対して市がどういう対応をするのか、モニタリングはどうするのかとか、それぞれちゃんと項目立てがされている方がよろしいのではないのでしょうか。ここで災害復旧・復興と書いてあるのは、ほとんど市がなさることを書いてあるのでしょうか。もし、そうだとすると、市がこういうことをしますということは書けないのでしょうか。このあたりがかたいのだと思うのです。

災害応急対策とモニタリングのところはかぶっています。ここは、重要なことで、関心が高いし、環境レベルがどのくらいなのかを知らないと行動もできないですから、この項目の見出しももう少し工夫されてはいかかと思うのですけれども、どうですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 今、具体的にご指摘があったモニタリングというお話でいいますと、災害予防のところでは、2つ目の災害応急体制の整備の中で、モニタリングに対する体制を事前にしっかりつくるということが記載されております。事故が起きてしまったときの応急対策は、警戒配備体制の中に緊急時のモニタリングを始めますということが、項目だけですけれども、緊急時モニタリングの実施ということで書かれております。

災害復旧・復興の段階になりましても、継続して、環境放射線のモニタリングが必要だということでございますので、事態がある程度収束した後も継続してやってくということが書かれております。

○太田座長 この概要は、一応、事務局案として、あくまでも厚い45ページぐらいある中身をまとめて、概要として、こういうものが書いてあるということを市民の皆さんに読んでいただき、できれば全部を読んでいただきたいし、もし、そういう時間がなければ、自分が興味を持つところを本編で読んでいただきたいという意味で出しているということですね。ですから、このように簡単になっているということですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まさにそのとおりです。

○太田座長 それで、私も意見を言いたいのですが、それはそれでいいと思うのです。ただし、目的と方針が、ほかのところと比べて非常にかたいです。例えば、目的でしたら、先ほど考えたのですが、札幌市地域防災計画は、泊発電所から異常な水準で放出される放射性物質または放射線から、市民の生命及び財産を守るために、札幌市、北海道及び防災関係機関が体制を整備し、とるべき措置を定め、総合的防災事務を遂行することを目的としています。例えば、こんな文章はどうですか。

私は、これまで議論していますから、わかりますが、何も知らない市民の場合は、わからないのではないかと思うのです。

○志賀委員 私も同感です。この目的は、コンパクトにしてわかりやすくしなければいけないと思います。この目的5行は、普通の日本語としても余りいい文章ではないです。少

なくとも、目的と方針は、ぱっと見てわかるようにした方がいいと思います。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 計画本体に書いてある趣旨がしっかり伝わるような形と、読みやすいということが両立できるいい表現があれば、考えたいと思います。ただ、私たちの今までの経験上、札幌市民は、この程度の文章は十分に読みこなすという感触は持っておりますので、この部分の記載は受け入れていただけるかなということで、こういう形で記載しております。

○太田座長 言葉を返すようですが、私が、環境審議会でやったときに、さんざんたたかれたのです。事務局の方はこういう書き方をしたいというのは非常によくわかるのです。自分たちの思いと、つくったものをそういう文章で書きたいということはわかるのですが、翻って、一般市民は、内容を前提条件として何もわかっていないので、できるだけ普通の言葉で書いてもらって、本編では、かたいものをうーんと言いながら読むと。そうしないと、最初から読まないでほしいと置いておくということになる可能性があるのです。

それで、先ほど私が言ったような感じの文章にしてもらえればいいのではないかと思います。

方針も、上4行がかたいですね。下の4行はいいと思うので、上4行も似たような感じで書いてもらえればいいかと思います。

それから、方針の真ん中に「かんがみ」という言葉がありますが、これはだめです。せいぜい、特殊性を考慮してとか、特殊性があるのでとか、そういう形にしてもらった方がいいと思います。

ただ、目的と方針についてはそう思ったのですが、ほかについてはどうですか。このくらい盛り込まないと内容が全部入らないのでしょうか。後の方は、文章もやわらかいし、それなりに読んでいてわかります。

○藤吉委員 2ページ目の言葉の問題ですが、「災害の予防」というのがどうしてもひっかかります。災害というのは、原子力発電所の事故のことなのではないのでしょうか、その前の原因も含めてですね。ですから、どうしても予防という言葉がひっかかります。防備だったらまだわかりませんが、予防というのは、どうしても原子力事故が起こらないようにするためにどうするかというような感じがします。これがテクニカルタームとして一般的に通用しているとおっしゃるのなら、皆さんがわかっているのなら、よろしいかと思いますが、個人的にはそこが気になっています。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 前回会議でもご指摘をいただいたのですが、原子力災害対策措置法では、原子力災害イコール原子力事故ではないのです。原子力事故によって生じる被害、それが原子力災害ということになるので、まさに、被害を予防するためのことを書いている、予防するために必要な事柄を書いているということです。泊原発で異常事象を防ぐという意味の予防ではないのです。事故が起きたことにより生じる被害が「災害」という言葉の定義がされていることから、この表現としております。

○岸委員 私も、前回、藤吉委員と全く同じことを申し上げたのです。私は、はっきり言

って納得していないのです。藤吉委員がおっしゃるように、普通の言葉の使い方ではないです。ただ、国が、法律的にそう言っていると。逆に、勘ぐって言えば、本心からこういう事故の災害防止をしようという気がなかったときにつくったのではないかとも思えます。

恐らく、これから市民の考えや何かで今後20年、30年の方針が決まると思うのですが、その中で、市民の、あるいは私の方の予防ということ考えている言葉の使い方としては、藤吉委員がおっしゃるとおりで、私も全く同感でございます。全くそのように思うし、正直、無理がある使い方をしていると思うのですが、この間、わざわざ大学に來られて、こういう法文でこうなっていると伺って、行政的にはそうなさるお立場にあるのだろうということで理解はいたしますが、この言葉の使い方は明らかにおかしいと思います。

○太田座長 たしか、前回、岡田委員でしたか、伊藤委員でしたか、残念ながら、そう使われているというふうにおっしゃいましたね。

○志賀委員 私も、一般市民だと余計にそういう思いがあると思いますので、災害への備え（災害予防）とか、災害応急対策も、災害が起こったときにどうするか（災害応急対策）というようにして、札幌市の被害想定で、札幌市で起こったときにこの計画ではどうというふうに、「札幌市の」というものをつけた方がわかりやすいかと思います。

言葉1つ1つを考えていただければと思います。例えば、災害復旧・復興のところは、見出しがあって、その後に内容があるのですけれども、市民・企業の役割は、そのまま本文のものがぼんと出てきてしまいます。被害想定のところもそういうふうになっているので、これは統一して、文字のフォントも変えていただだけで、大分見やすくなるのかなと思います。もうちょっとやわらかくして、見やすくした方がいいような気がいたします。

○太田座長 ありがとうございます。

今いろいろと出てきましたが、よろしいでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ご意見を踏まえて検討いたします。

○太田座長 予定では6時ぐらいまでとなっておりますが、ほかにご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

### 3. その他

○太田座長 事務局からは、今日いろいろ議論された本編と概要をもとに市民意見を聞くことにしたいとのことです。

それでは、本日の協議を踏まえ、修正したものを各委員にメールで送ってほしいと思います。ただ、期間がありますので、スケジュールをおっしゃってください。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 今日の指摘を踏まえて、こちらで、急ぎ修正し、メールで送らせていただきたいと思います。そして、送ったものに対してご指摘があれば何日以内という形で期限を設定させていただきたいと思います。

○太田座長 事務局で修正したものを皆さんにお送りして、例えば、1週間以内か10日

以内にご返事をいただいて、その後、市民の皆さんに意見募集ということで出していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○太田座長 それでは、そういうことで進めていただきたいと思います。

これで、本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しします。

○事務局(原子力災害対策担当課長) 本日は、計画原案及び概要版につきまして貴重なご助言やご意見などをいただきまして、ありがとうございました。

今後の動きとしましては、本日のご意見等を踏まえまして、原案、概要版に修正を加えまして、先ほどお話したとおり、今度はメールという形になりますけれども、送らせていただき、ご確認をいただいて、その後、できれば12月下旬から1月下旬までの1カ月間、市民意見の募集を進められればと考えております。そこで出てきた意見を踏まえまして、また修正が必要となりましたら、修正を加えまして、予定としましては、2月もしくは3月に、札幌市防災会議を開催しまして、最終的に計画の決定というふうに進めていきたいと考えております。

各委員の皆様には、市民意見の募集終了後の2月ごろに、改めてご連絡をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局(原子力災害対策担当課長) 以上で、第3回有識者会議を終了いたします。

本日は、長時間、どうもありがとうございました。

以 上